

告 示

埼玉県告示第二百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和八年三月三十日認可した。

令和八年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

さいたま中央土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県さいたま市